

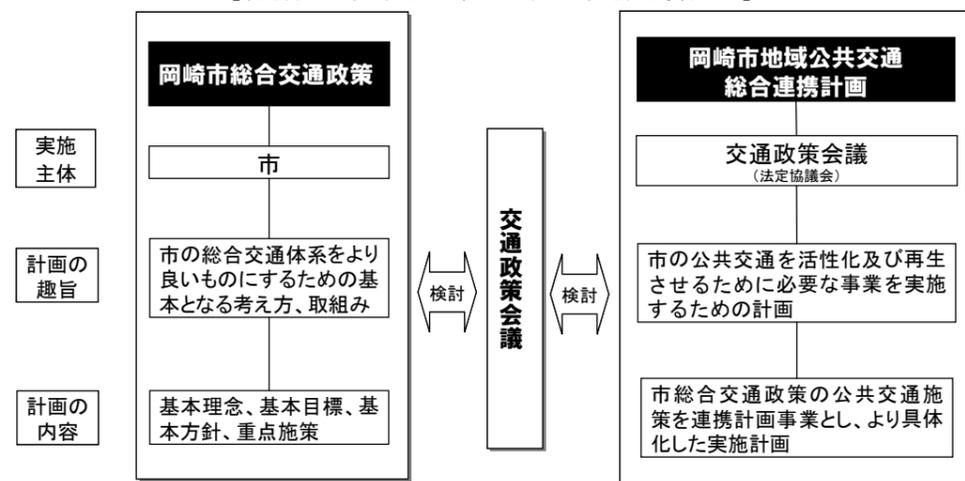
新岡崎市地域公共交通総合連携計画の策定について

1、地域公共交通総合連携計画について

地域公共交通総合連携計画とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年10月1日施行）に基づき、市町村が主体となって地域の関係者（市民、交通事業者、道路管理者、警察、学識経験者等）による協議会を設置し協議のうえ、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため策定する計画です。

本市では、平成 20 年度から平成 22 年度までの期間、岡崎市地域公共交通総合連携計画を策定し事業を推進しました。

【総合交通政策と地域公共交通総合連携計画】



2、新岡崎市地域公共交通総合連携計画策定の目的

高齢社会の進展や、中心市街地の衰退、マイカー社会の進行などの社会問題へ対応するため、自動車に過度に依存した交通体系から、地域の交通事情を踏まえ、公共交通が便利で使いやすく、歩行者や自転車が安全に安心して移動でき、自動車を加えたそれぞれの交通手段が連携した交通体系への転換をめざして、「岡崎市総合交通政策」及び「岡崎市地域公共交通総合連携計画」を策定し、様々な取り組みを実施してきました。

今回、岡崎市総合交通政策の改定を行ったことのほか、国の交通政策審議会でとりまとめられた「地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みに関する基本的考え方」において掲げられている「まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保」や「総合的な公共交通ネットワークの形成」などの視点を踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークを実現するため新たな岡崎市地域公共交通総合連携計画を策定します。

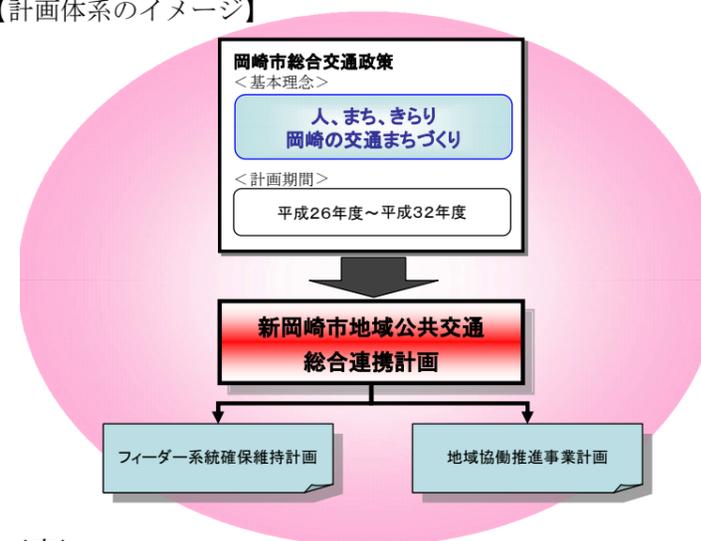
なお、本計画に位置づけた地域ぐるみの公共交通の利用促進に係る取り組みに対し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域協働推進事業費補助金）の支援を受けることができます。

3、本市における位置づけ

連携計画は総合交通政策の下位計画として、総合交通政策で示された施策を各種交通関連計画との整合を図りつつ、地域公共交通の活性化及び再生に資する事業プログラムとして策定します。

また、連携計画に基づき、フィーダー系統確保維持計画のほか地域協働推進事業計画を策定します。

【計画体系のイメージ】



4、連携計画の概要（案）

（1）目標

- ①各種交通手段が連携し、だれもが使いやすく、移動しやすい利便性の高い公共交通ネットワークの確保・維持
- ②市民・交通事業者・地域団体など多様な主体との協働による地域公共交通の確保・維持
- ③快適で利用しやすい公共交通利用環境の整備、だれにでもわかりやすい公共交通利用案内の充実や市民の交通行動の変容を促す取り組みによる公共交通の活性化

（2）計画期間

平成26年度～平成32年度

（3）目標実現に向けた主要施策

- ①公共交通の整備
 - 公共交通ネットワークとバスネットワークの確保・維持、バス基幹軸（交通拠点間バス）の整備、地域内交通の整備、バス路線の確保・維持、バス基幹軸と地域内交通の連携、まちなか等における既存バス路線の改善と利便性の高い循環型バス運行、観光交流の促進に向けた交通環境の整備、隣接都市へのバス路線維持・連携強化
- ②公共交通の利用促進
 - バス走行環境の改善、バス停の待合環境等の整備、交通結節点・乗換拠点の整備、交通バリアフリー化の推進、鉄道輸送の安全確保、愛知環状鉄道の機能強化、運賃制度の改善・割引制度等の導入、公共交通情報の提供、公共交通利用案内の充実、交通行動の変容を促す取り組み

5、策定スケジュール

- 3月 連携計画の策定について（今回会議）
 - ↓ 協議・検討（交通政策会議2回開催予定）
- 10月 連携計画の策定（地域協働推進事業計画も併せ策定）
 - ↓ 計画事業の推進